

京都市百井青少年村の土地等の活用に係る公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

No.	質問	回答
1	<p>要綱「8. 貸付契約等に係る事項(1)費用負担等について」だが、見積り提出を行い問題がなければ全額負担してもらえる認識でよいのか？</p> <p>既存建造物、水源、水道管等をそのまま使用し、契約後に問題が発生したタイミングで修繕及び解体撤去、水源確保を行う際、市に費用負担してもらえるかが不明。左記費用負担が不可能であるなら、引き渡し時のタイミングですべての箇所を撤去もしくは改修を行う必要がある。また各施設(交流センターや野外炊事場など)は、メンテナンスチェックや修繕がされた状況で引き渡しを受けられるのか。</p>	<p>既存建築物の撤去及び水源確保のための施設整備に係る費用につきましては、提出いただく見積りを精査のうえ、本市が合理的と認める範囲での負担となります(予算に関する議会の承認が必要となります)。施設を運営する中での故障・修繕の都度、市が費用を負担するものではありません。</p> <p>また、交流センターを含む既存建築物、その他工作物については現状でのお引渡しとなります。</p> <p>なお、要綱4(4)イ(イ)において、交流センターを除く既存建築物は引越し後速やかに解体撤去工事を実施していただくこととしておりますので、念のため申し添えます。</p>
2	<p>敷地内に植林されている木は自由に伐採可能か？運営していく上で、その都度許可を取得する必要があるか。(倒木などの緊急時の対応も含めて確認したい)</p>	<p>本物件は、要綱「2 本物件の概要」にも記載の通り、自然公園法に基づく規制区域(第3種)に指定されています。木竹の伐採は都道府県知事の許可が必要であり、そのための申請手続きが必要です。</p> <p>また、土地の所有者である本市へも合わせて御相談願います。</p> <p>ただし、維持管理上の簡易なもの(剪定など)を行う場合や、緊急時(倒木、又はその発生する恐れがある場合等)はその限りではなく、取り急ぎお電話でのみ御連絡いただくなど、状況に応じての対応とさせていただきます。</p>
3	<p>現在運営されている際に使用している備品などは全て引き続き利用可能か？もし備品リストがあるならば開示をお願いしたい。</p>	<p>備品リストは別紙の通りです。</p> <p>備品リストに記載のない、現在の指定管理者の所有物は継続使用できません。</p>

No.	質問	回答
4	本施設を運営するにあたり、利用者への禁止事項などはあるか？以前はペット同伴利用とお酒の禁止があったようだが、現行の禁止事項を変更することは可能か？	活用事業者による施設運営においては、要綱「4 活用条件」に明記した事項（施設運営に関する連絡協議会の設置・運営など）を除き、本件独自のルール等はありません。当該事項や各種法令を遵守いただいたうえで、その他の事項については活用事業者において御判断いただくこととなります。
5	修繕等で業者を利用する場合、京都市指定の業者しか利用できないのか？	任意の事業者を御利用いただけます。
6	災害やその他緊急事態が発生した場合、京都市を含めたマニュアル作成する必要があるか。	<p>事故防止や緊急時対応については、要綱「10 その他（1）新型コロナウイルス感染症を踏まえた計画の提案等」に記載のとおり、申込時の活用計画書に記載いただくか、マニュアルの提出をお願いします。</p> <p>事業者において既存のマニュアルがない場合、新たに作成するかどうかは事業者にて御判断頂きますが、作成する場合にも、対応フローに本市を含める必要はございません。</p>
7	運営を行っていく中で、今回提出する事業内容を修正、追加、変更する可能性があるが、その際には市への報告や市会での議決等は必要になるのか。	<p>基本的には、今回提出いただく事業内容を持ってプロポーザル審査を行うため、提案の趣旨をそこねる形での事業内容が変更されることは想定しておりません。</p> <p>必要に応じて施設運営に関する連絡協議会と協議のうえ、提案趣旨を踏まえて、よりよい事業に変更を行うことは、運営者の裁量と考えています。</p> <p>やむを得ない事情により、提案趣旨をそこねる形での変更となる場合や疑義のある場合には、別途協議とさせていただきます。</p>